

郵政民営化委員会（第１４回）議事要旨

日時：平成１８年１１月８日（水） １３：３０～１６：３３

場所：虎ノ門第１０森ビル５階 郵政民営化委員会会議室

（委員５名のうち、３名出席。大田委員、増田委員欠席）

○ 郵便保険会社の新規業務に関する調査審議として、事前に送付した「生命保険関係者に対する質問事項」（資料１）を踏まえ、生命保険関係者から意見聴取を行った。

○ まず、生命保険協会から資料２に沿って、

- ・ 政府による間接的な株式の保有は一般消費者に政府サポートの「期待」を与える。生命保険文化センターによる民営化後の郵便保険会社への加入動機についてのアンケート調査結果でも、「政府の関与が高い」（約３５％）が高位を占めている。
- ・ 郵政民営化準備室が平成１６年に作成した骨格経営試算によれば、郵便保険会社の経常利益の大半は、旧簡保契約の過去の利益の蓄積である「追加責任準備金」の戻入益と推測されるが、旧簡保の契約から生じる再保険の利益については旧簡保契約者に帰属するよう適切な区分経理が必要。
- ・ 「実施計画の骨格」によれば、既存業務だけでも増益基調かつ一定水準のＲＯＥを確保できており、また、郵政民営化準備室が平成１７年に作成した採算性に関する試算によれば、保険の新規業務の収益は極めて低く収益への寄与度が小さいことから、株式上場に当たって新規業務を行う必要はない。

等の意見が述べられた。

これに関し、委員との間で、

- ・ 上記アンケート調査の品質やその結果に対する評価方法

等に関して質疑があった。

○ 次に、全国共済農業共同組合連合会から資料３に沿って、

- ・ 国営・国家保証のもとで培われた旧契約の強大な顧客基盤に関する個人情報を利用することは、競争上の優位につながるため、旧契約の個人情報を利用する以上、完全民営化までの間は、新規業務を控えるべき。
- ・ 郵便局の活用については、地域ニーズ対応や契約者サービス保持の観点から、各ＪＡの判断において、過疎地域などでの店舗の相互活用等、連携の可能性が考えられる。

等の意見が述べられた。

これに関し、委員との間で、

- ・ 顧客の立場を踏まえた、旧契約の個人情報の活用のあり方

等に関する質疑があった。

○ 続いて、欧州ビジネス協会から資料４に沿って、

- ・ 「暗黙の政府保証」を軽減する措置として、政府による保証がないことについてのパンフレット等で

の周知やモニタリングの実施が必要。

- ・民間保険会社と比べて、大規模かつ整備された郵便局等の営業ネットワークを優先的に利用できる点において郵便保険会社の優位性があるため、郵便保険会社が利用する郵便局や郵便銀行といったネットワークの開放、民間生命保険会社の商品選定における透明性のあるプロセスの確保、旧契約の顧客情報の利用の限定といった対応策が必要。
- ・郵政各社との協働については、郵便保険会社を中心に、資産運用、商品開発、郵政各社のネットワークを通じた民間生命保険会社商品の販売、郵便保険会社が競争力のある商品の開発に成功した場合の民間生命保険会社における郵便保険会社商品の販売等、協働可能な分野がある。

等の意見が述べられた。

これに関し、委員との間で、

- ・商品選定に関する郵便局会社の私的自治
- 等に関する質疑があった。

○ 最後に、在日米国商工会議所から資料5に沿って、

- ・「暗黙の政府保証」に関しては、政府出資をゼロにすることが最も望ましいが、少なくとも合理的な水準まで株式を処分することが必要であり、新規株式公開（IPO）前に郵便保険会社が第3分野などの新規業務を行うことなどは論外。
- ・また、そのほかの対策として、①政府の関与を完全に切り離す旨の経営方針等への明示、②生活者の誤解を増幅させるような不適切なマーケティング防止のためのモニタリング、③「郵便保険会社に政府保証はない」、「郵便保険会社は破綻する可能性もある」、「10年後には国の資本がゼロになる」等の周知徹底、④中立的な第三者機関による生活者調査を通じた生活者の認識の定量的な確認等を行うべき。
- ・対等な競争条件が確保される前に新規業務拡大を行った場合、「サービスの貿易に関する一般協定（GATS）」に定める内国民待遇義務違反と考えられる現状を更に悪化させる可能性があり、内容によっては大きな問題を提起しうる。
- ・実施計画の骨格において、郵便保険会社は将来、安定して利益成長を続けることができる見通しが示されているため、IPOのために新規業務を急いで行う必要はない。また、世界貿易機関（WTO）のルールに反すると考えられる新規業務の実施は、郵便保険会社に重大な法務リスクを与えることになる。

等の意見が述べられた。

これに関し、委員との間で、

- ・郵政民営化法の趣旨に基づく全株式処分に向けての、IPOと新規業務実施の先後関係
- ・政府保証についての顧客のパーセプション（認知）と新規業務実施の関係
- ・政府の間接出資とWTOルールの適用との関係

等に関する質疑があった。

○ 次回委員会は、別途事務局から連絡することとした。

（注）以上は事務局の責任でとりまとめたものであり、速報のため事後修正の可能性があることに御留意下さい。また、詳細については追って公表される議事録をご覧ください。